

日米地位協定の抜本的見直しを求める意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、31都道府県に131施設、約9万8千ヘクタールの米軍基地が所在している。

米軍基地を抱える全国の自治体は、我が国の防衛、安全保障の一翼を担う一方、米軍基地の存在により住民生活への過重な負担を強いられている。

沖縄県には全国の米軍専用施設の約71パーセントが所在しており、その中でも本町は町面積の約82パーセントにのぼる広大な面積が嘉手納飛行場、嘉手納弾薬庫及び陸軍貯油施設として接收され、住民は残された約18パーセントの狭隘な土地に約1万4千人の町民が生活を余儀なくされている。

しかも、基地は住宅地区に近接しており、米軍基地から派生する事件・事故、航空機騒音や悪臭・環境問題等の基地被害、並びに米軍人・軍属等による犯罪が戦後71年を経た今日においてもなお後を絶たず、地域住民の生活に多大な影響を及ぼしている。

日米地位協定は、これまで運用改善が行われてきたが、昭和35年に締結されて以来50年以上もの間、一度も改正されておらず、人権や環境問題等の意識が高まる中、時代にそぐわない内容となっている。

また、平成27年9月には米軍基地にかかる環境補足協定が締結されたが、深刻な環境被害を未然に防止する観点から極めて不十分であり、環境保全に関する日本国内法の適用を強く求めたい。

米軍基地を起因とする様々な事件・事故等から国民生活や人権を守り、根本的な解決のためには日米地位協定の抜本的な見直しが必要である。

よって、嘉手納町議会は町民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から日米地位協定を抜本的に見直すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月28日

沖縄県嘉手納町議会

(あて先)

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 内閣官房長官
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長